

## 県外実需者マッチング食のみやこ推進事業費補助金実施要領

### (趣旨)

第1条 県外実需者マッチング食のみやこ推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本事業は、原油・原材料価格の高騰による影響を大きく受けている熊本県内の農林畜水産業者等を支援するため、食のエキスパートと連携し、首都圏等実需者（シェフ、バイヤー、大手食品企業等）と県内生産者をマッチングさせることにより、県外における県産農林畜水産物の認知度向上・販路開拓を支援することを目的とする。

### (補助対象事業の内容等)

第3条 補助対象となる経費、事業者、補助上限額は別表1のとおりとする。

### (事業実施計画の承認申請)

第4条 要項第3条ただし書きを適用し、承認申請は不要とする。

### (補助金の交付申請書)

第5条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

### (補助事業の内容等の変更)

第6条 要項第8条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、事業費の30%を超える変更を行う場合とする。

2 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式第1号を準用する。

### (補助事業の中止又は廃止)

第7条 規則第5条第1項第1号の規定により、補助事業者が知事に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときの承認申請書は、別記様式第2号によるものとする。

### (実績報告)

第8条 要項第13条第2項の事業実績書及びその他知事が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業実績書（別記様式第1号を準用。）

(2) 補助事業に要した経費に係る経理証拠書類等

2 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、要項第13条第3項の規定にかかわらず、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年（2027年）3月19日のいずれか早い日までに、同条第1項の規定による実績報告書を知事に提出しなければならない。

### (雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）4月14日から施行する。

別表1 (第3条関係)

補助対象経費	補助対象事業者	補助上限額
<p>食のエキスパートと連携した首都圏等実需者（シェフ、バイヤー、大手食品企業等）と県内生産者のマッチングなど県内生産者の販路拡大を支援する取組みに要する以下の経費</p> <p>（1）首都圏等実需者と県産品・生産者を繋ぐマッチング体制構築費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチングツール構築費</li> <li>・マッチングツール運営費</li> <li>・生産者、実需者の掘り起こしに要する旅費</li> <li>・生産者情報シート作成費</li> <li>・食材サンプル提供費 等</li> </ul> <p>（2）マッチングイベント（産地視察、試食・商談会等）開催関連費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス等借上げ費</li> <li>・試食、試飲用食材等の購入費</li> <li>・交流会開催関連費</li> <li>・会場借上げ費</li> <li>・机、椅子等什器設置費</li> <li>・参加者旅費 等</li> </ul> <p>（3）広報・宣伝費</p> <p>熊本県産品の認知度向上及び販促を図るための情報発信にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、ポスター、パンフレット等の制作・印刷費</li> <li>・SNSやウェブサイトを活用した情報発信に係る経費 等</li> </ul> <p>（4）人件費・専門家謝金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に必要な人材・専門家の謝金等にかかる経費</li> <li>・運営スタッフの人件費 等</li> </ul> <p>（5）その他、事業目的の達成に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノベルティの作成費</li> <li>・通信費</li> <li>・文具費 等</li> </ul>	<p>民間事業者 （※共同申請可）</p>	<p>定額 （上限 8,536 千円／1者）</p>